

有田川町産材利用住宅支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 町内の森林で伐採され、町内で製材された乾燥した材（以下「町産材」という。）の生産体制を支援するとともに、町産材を使用した良質な木造住宅の建築を促進することにより地域の林業・木材産業を活性化し、森林の健全な育成を図るため、木造住宅の建築等をおこなう者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、有田川町補助金等交付規則（平成18年規則第32号）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金交付の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、同居する家族を含めて町税等を滞納していない者とする。

- (1) 町内に自ら居住するための住宅を新築しようとする者。
- (2) 町内に自ら居住している住宅を改修し内外装を整備しようとする者。
- (3) 町内に自ら居住している住宅にウッドデッキを設置しようとする者。

(補助対象事業及び採択基準)

第3条 補助金交付の対象となる事業は、町内に主たる事業所を置く施工業者に依頼し、町産材を使用して住宅の新築を行う事業（建売住宅を除く。）、または既存住宅の内外装の改修を行う事業及びウッドデッキの設置を行う事業とする。ただし、補助金の交付を申請する年度の3月10日までに、補助対象部分の工事が完了する事業とする。

2 事業の用に供する部分を含む住宅の場合にあっては、事業の用に供する部分に係る町産材は使用材積又は使用面積に算入しないものとする。

3 補助金交付採択基準は、別紙1のとおりとする。

(交付の対象経費及び補助金の限度額)

第4条 補助金交付の対象経費並びに補助金の額の算定方法及び限度額は、次のとおりとする。

対 象 経 費	補助金の額の算定方法及び限度額
【新築】 構造材（内外装材及びウッドデッキに町産材を使用する場合を含む。）として、町産材を使用するための経費。	【新築】 構造材等の材積に、1㎡あたり20,000円を乗じた金額。 (限度額) 1棟あたり200,000円とする。
【内外装整備】 内外装材として、町産材を使用するための経費。	【内外装整備】 可視部分の使用面積が10㎡以上で、申請者が契約書若しくは請書を交わした工事で50,000円の定額補助とする。ただし、契約金額が定額補助額を下回るときは、その額（千円未満切り捨て）とする。

<p>【ウッドデッキ】 防腐剤加圧注入した町産材を使用するために要する経費。</p>	<p>【ウッドデッキ】 水平投射面積の使用面積が4㎡以上で、申請者が契約書若しくは請書を交わした工事で1㎡あたり5,000円(1㎡あたり5千円以下の場合はその額)とし、上限50,000円とする。ただし、端数が生じたときは、千円未満切り捨てとする。</p>
--	---

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、有田川町産材利用住宅支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	作成部数	提出期限
事業計画書	様式第2号(新築) 様式第2号の2(内外装整備、ウッドデッキ)	各1部	補助対象箇所を 施工しようとする日の2 週間前
木拾い表(計画)	様式第3号		
請負契約書若しくは請書の写し	/		
計画平面図及び立面図			
付近見取図			
世帯全員の住民票			

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、これを審査し補助金を交付することが適当と認めるときは、申請者に有田川町産材利用住宅支援事業補助金交付決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(申請事項の変更及び取下げ)

第7条 申請者は補助金交付の決定後、第5条の規定による申請事項に変更事項が生じたときは、有田川町産材利用住宅支援事業補助金変更交付申請書(様式第4号)に様式第2号及び様式第3号を添付して町長に提出しなければならない。また、補助金の交付申請を取り下げる場合は、有田川町産材利用住宅支援事業補助金交付申請取下げ書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告書の添付書類の様式)

第8条 申請者は、事業が完了したときは速やかに有田川町産材利用住宅支援事業補助金実績報告書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。また、町産材であることの認証は、別に定める「有田川町産材認証システムの実施要綱」(令和2年制定)に準じて行うものとする。

書 類	様 式	作成部数	提出期限
事業実績書	様式第7号(新築) 様式第2号の2(内外装整備、ウッドデッキ)	各1部	完了後2週間以内 若しくは3月20日のい ずれか早い日
木拾い表(実績)	様式第3号		
町産材証明書	有田川町産材認証システム別記第1号様式		
平 面 図			
写 真			

なお、写真については、工事着手前写真(既存住宅全体及び工事箇所ごとの写真)及び構造材完成写真(棟上げ)、内外装材完成写真、ウッドデッキ完成写真を添付すること。

(額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による事業実績報告書を受けたときは、これを審査のうえ適当と認めたときは、申請者に有田川町産材利用住宅支援事業補助金額の確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による確定通知を受けた者は、有田川町産材利用住宅支援事業補助金交付請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(現地調査等の協力義務)

第11条 補助金の交付を申請した者は、担当課職員が現地調査等を行う場合、これに協力しなければならない。

(補助金の取消し)

第12条 町長は、補助金を交付した後において、次の各号に該当するときは、期間を定めて、その全部または一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 補助金交付の目的又は条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 事業の実施方法が不適当なとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

(帳簿書類等の調査)

第13条 町長は、必要があると認めたときは、補助金の交付を受けた者に対して報告を求め、関係職員に帳簿書類その他の物件の調査をさせることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

別紙 1

有田川町産材利用住宅支援事業補助金交付申請採択基準

- (1) 補助金の採択は、1棟につき1回のみとする。
- (2) 新築、内外装整備及びウッドデッキの併用申請は認めない。
- (3) 補助金の交付申請を行う者は、対象住宅の建築主とする。
- (4) 町が実施するこの制度以外の住宅改修制度による補助等を受けて行う工事は除くものとする。ただし、和歌山県が行っている「紀州材で建てる地域住宅支援事業」との重複受給は認める。